

税理士法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後 改正前

(受験資格の認定の申請)

第二条の三 税理士試験の受験資格について法第五条第一項第五号又は同条第三項に規定する国税審議会の認定を受けようとする者は、別紙第一号様式による税理士試験受験資格認定申請書に、次に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。

一・二 省略

2 省略

(試験免除の申請等)

第三条 法第七条又は第八条の規定により法第六条に定める試験科目の全部につき試験の免除を受けようとする者(次項に規定する者を除く。)は、別紙第五号様式による税理士試験免除申請書を国税審議会会長に提出しなければならない。この場合において、法第八条の規定の適用を受けようとするときは、当該税理士試験免除申請書にその資格を有することを証する書面を添付しなければならない。

2 法第七条第二項又は第三項に規定する国税審議会の認定を受けることにより前項に規定する試験科目の全部につき試験の免除を受けることができることとなる者で、当該認定及び当該免除を受けようとするものは、別紙第六号様式による研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に次に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。

- 一 第二条の四第三項各号に掲げる書類
- 二 法第八条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面

3・4 省略

(受験資格の認定の申請)

第二条の三 同上

一・二 同上

三 住民票の写し

2 同上

(試験免除の申請等)

第三条 法第七条又は第八条の規定により法第六条に定める試験科目の全部につき試験の免除を受けようとする者(次項に規定する者を除く。)は、別紙第五号様式による税理士試験免除申請書に次に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 法第八条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面

2 法第七条第二項又は第三項に規定する国税審議会の認定を受けることにより前項に規定する試験科目の全部につき試験の免除を受けることができることとなる者で、当該認定及び当該免除を受けようとするものは、別紙第六号様式による研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に第二条の四第三項各号に掲げる書類及び前項各号に掲げる書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。

3・4 同上

第一号様式 (日本産業規格 A列 4)

税理士試験受験資格認定申請書

平成 年 月 日

国税審議会議長 殿

郵便番号 -

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

連絡先電話番号 () -

税理士試験受験資格の認定を、下記書類を添えて申請します。

記

学歴若しくは職歴又は事務若しくは業務の内容を証する書面

注意事項

- 1 申請書及び添付書類は、国税審議会議長(国税庁内)に提出すること。
- 2 郵送の場合は、書留、留易書留又は特定記録郵便によること。

第一号様式 (日本工業規格 A列 4)

税理士試験受験資格認定申請書

平成 年 月 日

国税審議会議長 殿

郵便番号 -

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

連絡先電話番号 () -

税理士試験受験資格の認定を、下記書類を添えて申請します。

記

1 学歴若しくは職歴又は事務若しくは業務の内容を証する書面

2 住民票の写し

注意事項

- 1 申請書及び添付書類は、国税審議会議長(国税庁内)に提出すること。
- 2 郵送の場合は、書留、留易書留又は特定記録郵便によること。

第二号様式 (日本産業規格 A 列 5)

税理士試験受験願書
省 略

第三号様式 (日本産業規格 A 列 4)

研究認定申請書
省 略

第四号様式 (日本産業規格 A 列 4)

指導教授の証明書
省 略

第二号様式 (日本工業規格 A 列 5)

税理士試験受験願書
同 左

第三号様式 (日本工業規格 A 列 4)

研究認定申請書
同 左

第四号様式 (日本工業規格 A 列 4)

指導教授の証明書
同 左

第五号様式（日本産業規格A列4）

税理士試験免除申請書

平成 年 月 日

国税審議会会長 殿

郵便番号

住 所

(フリガナ)

氏 名

連絡先電話番号 () -

税理士試験の科目の全部について下記により試験の免除を申請します。

記

1	税理士法第 11 条第 2 項の規定により通知された科目 ()	一部科目合格通知番号 ()
2	税理士法施行規則第 2 条の 6 第 2 項の規定により通知された科目	上記以外の 税法に属する科目 会計学に属する科目
3	税理士法施行規則第 2 条の 6 第 3 項の規定により通知された科目	一部科目免除通知番号 ()
4	税理士法第 8 条の規定により受検を免除される科目	

添付書類

税理士法第 8 条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面

注意事項

- 「1」から「4」までの各欄は、該当する欄のみ記入すること。
- 「1」欄及び「3」欄には、通知を受けた科目名及び該当する通知番号を記載すること。また、「2」欄は、該当する科目を○で囲むこと。
- 申請書及び添付書類は、国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
- 郵送の場合は、書留、簡号書留又は特定記録郵便によること。

第五号様式（日本工業規格A列4）

税理士試験免除申請書

平成 年 月 日

国税審議会会長 殿

郵便番号

住 所

(フリガナ)

氏 名

連絡先電話番号 () -

税理士試験の科目の全部について下記により試験の免除を申請します。

記

1	税理士法第 11 条第 2 項の規定により通知された科目	一部科目合格通知番号 ()
2	税理士法施行規則第 2 条の 6 第 2 項の規定により通知された科目	上記以外の 税法に属する科目 会計学に属する科目
3	税理士法施行規則第 2 条の 6 第 3 項の規定により通知された科目	一部科目免除通知番号 ()
4	税理士法第 8 条の規定により受検を免除される科目	

添付書類

1 住民票の写し

2 税理士法第 8 条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面

注意事項

- 「1」から「4」までの各欄は、該当する欄のみ記入すること。
- 「1」欄及び「3」欄には、通知を受けた科目名及び該当する通知番号を記載すること。また、「2」欄は、該当する科目を○で囲むこと。
- 申請書及び添付書類は、国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
- 郵送の場合は、書留、簡号書留又は特定記録郵便によること。

第六号様式 (日本産業規格A列4)

研究認定申請書兼税理士試験免除申請書

平成 年 月 日

国税審議会長 殿

郵便番号 _____
住 所 _____
(〒) _____
氏 名 _____
連絡先電話番号 () _____

税理士法施行規則第3条第2項の認定及び税理士試験の科目の全部の免除を下記により申請します。

記

1	税理士法第11条第2項の規定により通知された科目	一部科目合格通知番号 ()
2	認定を申請する研究内容	税法に属する科目等 に属する研究 ・ 会計学に属する科目等 に関する研究
3	税理士法施行規則第2条の6第2項の規定により通知された科目	「1」欄の科目以外の 税法に属する科目 ・ 会計学に属する科目
4	税理士法施行規則第2条の6第3項の規定により通知された科目	一部科目免除通知番号 ()
5	税理士法第8条の規定により受験を免除される科目	

収入印紙貼り付け欄 (捺印してはならない)
(注) ここに貼りきれない場合は、裏面に貼ること。

添付書類

- 修上の学位等を授与されたことを証する書面
- 成績証明書
- 修上の学位取得に係る学位論文の写し
- 指導教授の証明書
- 税理士法第8条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面
- そのほか国税審議会が必要があると認められたもの

注意事項

- 「1」から「5」までの各欄は、該当する欄のみ記入すること。
- 「1」欄及び「4」欄には、通知を受けた科目名及び該当する通知番号を記載すること。また、「2」欄は該当する研究を○で囲み、「3」欄は該当する科目を○で囲むこと。
- 申請書及び添付書類は、国税審議会会長(国税庁内)に提出すること。
- 郵送の場合は、普留、簡易普留又は特定記録郵便によること。

第六号様式 (日本工業規格A列4)

研究認定申請書兼税理士試験免除申請書

平成 年 月 日

国税審議会会長 殿

郵便番号 _____
住 所 _____
(〒) _____
氏 名 _____
連絡先電話番号 () _____

税理士法施行規則第3条第2項の認定及び税理士試験の科目の全部の免除を下記により申請します。

記

1	税理士法第11条第2項の規定により通知された科目	一部科目合格通知番号 ()
2	認定を申請する研究内容	税法に属する科目等 に関する研究 ・ 会計学に属する科目等 に関する研究
3	税理士法施行規則第2条の6第2項の規定により通知された科目	「1」欄の科目以外の 税法に属する科目 ・ 会計学に属する科目
4	税理士法施行規則第2条の6第3項の規定により通知された科目	一部科目免除通知番号 ()
5	税理士法第8条の規定により受験を免除される科目	

収入印紙貼り付け欄 (捺印してはならない)
(注) ここに貼りきれない場合は、裏面に貼ること。

添付書類

- 住民票の写し
- 修上の学位等を授与されたことを証する書面
- 成績証明書
- 修上の学位取得に係る学位論文の写し
- 指導教授の証明書
- 税理士法第8条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面
- そのほか国税審議会が必要があると認められたもの

注意事項

- 「1」から「5」までの各欄は、該当する欄のみ記入すること。
- 「1」欄及び「4」欄には、通知を受けた科目名及び該当する通知番号を記載すること。また、「2」欄は該当する研究を○で囲み、「3」欄は該当する科目を○で囲むこと。
- 申請書及び添付書類は、国税審議会会長(国税庁内)に提出すること。
- 郵送の場合は、普留、簡易普留又は特定記録郵便によること。

第七号様式 (日本産業規格 B列 8)

税理士証票
省 略

第八号様式 (日本産業規格 A列 4)

税務代理権限証書
省 略

第九号様式 (日本産業規格 A列 4)

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
省 略

第十号様式 (日本産業規格 A列 4)

税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
省 略

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二号様式から第四号様式までの改正規定及び第七号様式から第十号様式までの改正規定は、同年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の税理士法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第一

第七号様式 (日本工業規格 B列 8)

税理士証票
同 左

第八号様式 (日本工業規格 A列 4)

税務代理権限証書
同 左

第九号様式 (日本工業規格 A列 4)

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
同 左

第十号様式 (日本工業規格 A列 4)

税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
同 左

項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項の税理士試験受験資格認定申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の税理士法施行規則（次項において「旧規則」という。）第 二条の三第一項の税理士試験受験資格認定申請書については、なお従前の例による。

3 新規則第三条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の税理士試験免除申請書又は同条第二項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書について適用し、施行日前に提出した旧規則第三条第一項の税理士試験免除申請書又は同条第二項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書については、なお従前の例による。

4 施行日から平成三十一年六月三十日までの間における新規則第一号様式、第五号様式及び第六号様式の適用については、これらの様式中「円外」を「円外」とあるのは、「円外」とあるのは、「円外」とする。

5 第一号様式の改正規定、第五号様式の改正規定及び第六号様式の改正規定の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。